

小山町須走多目的広場の管理に関する条例（案）について

1 政策の主旨

- ・小山町須走多目的広場の管理について必要な事項を制定するものです。

2 公表するもの

- ・以下の条例案の内容を公表し、パブリックコメントを求めるものです。

①都市公園条例による利用の許可に基づく須走多目的広場の使用料を次のとおり定めます。

(1) 多目的広場（土）及び多目的広場（芝生）の利用の許可による使用料

区分		単位	金額
多目的広場（土）	全面	午前8時から正午まで	800円
		午後1時から午後5時まで	
		午前8時から午後5時まで	1,600円
	半面	午前8時から正午まで	400円
		午後1時から午後5時まで	
		午前8時から午後5時まで	800円
多目的広場（芝生）	全面	午前8時から正午まで	1,000円
		午後1時から午後5時まで	
		午前8時から午後5時まで	2,000円
	半面	午前8時から正午まで	500円
		午後1時から午後5時まで	
		午前8時から午後5時まで	1,000円

- 1 許可された利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、30分当たり当該利用時間区分の使用料の30分に相当する額とします。
- 2 入場料を徴収する場合は、当該使用料の4倍の額とします。
- 3 小山町民及び町内の事業所等に勤務する者並びに町内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該使用料の2倍の額とします。
- 4 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(2) 多目的広場（土）及び多目的広場（芝生）以外の利用の許可による使用料

行為の種類		単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為		1日以内	1,000円
業としての写真撮影その他これに類する行為		撮影機（写真機） 1台1日につき	1,000円
業としての映画撮影その他これに類する行為		1件1日につき	3,000円
興行、出店その他これらに類する営業行為		1平方メートル 1日につき	50円
競技会、展示会、博覧会、集会 その他これらに類する催しの ために、公園の全部又は一部を 独占して利用すること	面積に よるもの	1平方メートル 1日につき	11円
	面積に より難いもの	1回1日以内	1,000円
その他の行為		町長がその都度定める。	

②指定管理者による管理運営に係る規定を定めます。